

一般質問

自民クラブ

市民と一体となって取り組む
黒瀬ダム



貯水率低下時の黒瀬ダム

問 黒山分水問題について、①分水反対決議をしている各種団体とどのように一体となって行動していくのか。②新居浜市・松山市との三市協議の内容とスケジュール。③現在分水どころではない危機的な状況にある市内各所の水事情の実態調査についての考え方。④松山市民を西条市へ受け入れる施策についての考え方、以上についてそれぞれ問う。

答 ①各種団体・自治会等を含め市民の水に対する意識が強く芽生えており、市民の皆さんと一緒に問題提起もしながら行動していかねばならない。②事務レベルでの三市協議はスタート

したばかりである。工水について、県からは「分水ありき」という表現、松山市からは三市協議は工水を所有する県が加わる交渉の場をつくるための地ならしのような協議とされているという表現がなされているが、市民生活や将来構想に大きくかわる問題として、重大な責任を感じつつ懸命に対処するという認識であり、認識のずれを強く感じている。「分水ありき」がスタートではないはずである。工水活用を将来展望の中で協議していくのは当然のことである。③既に市内各所で水不足が危機的状況にあり、状況を見ながら(仮称)渇水対策協議会を立ち上げるべきと思っている。黒瀬ダムの貯水率も6月11日現在で34.9パーセントになっている。今後、2か年で道前平野の水資源の調査・解析を行うが、調査段階でプラス年度にわたって解析が必要なテーマの派生も想定している。④松山市から西条市へ住所を移転したいという声もかなり出ている。人口交流には高齢化の問題や人材・財源の獲得競争の面もある。水については物や現金を分け与えるような性格のものではない。分水した水は帰らないということを原点に今後とも交渉に臨みたい。

答 快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。総合計画でも「3Rの推進」をうたっているが、既に平成18年3月には一般廃棄物処理基本計画書の中で、ごみの発生・排出の抑制(リデュース・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の3Rを基本原則とした、ごみを出さない社会の構築を目指し、市民・事業者・行政が協働して、循環型社会づくりに取り組んでいる。

自民クラブ

「生活環境の整備」への取り組みは?

問 地球温暖化の進展により、世界各地において多大な影響

が生じているが、環境問題に対する市民の自覚を促すため、西条市総合計画における、ごみ減量を目的とした「3R推進」やマイバック普及によるレジ袋廃止についての市の取り組みを問う。

また、紙箱や包装紙などの雑紙、バックやトレイなどのプラスチック製容器包装などのリサイクル可能な物の分別収集に向けて検討を重ね、ごみの減量化推進を図りたいと考えている。レジ袋については、現在、全国

で1年間に約300億枚がごみとなっており、当市で平成17年度に実施したごみ調査では、もえるごみの中に重量比で1.7パーセント、容積比で11.9パーセントのレジ袋が存在していた。

このレジ袋削減の意義は、ごみ量の減少・化石燃料の削減・地球温暖化の抑制・マイバック等を持参することによる市民の環境意識の啓発・製造者責任の明確化などがあり、循環型社会を形成する手段として有用であると考えており、これまでも、環境関係のイベント参加者への記念品としてマイバックを配布し、使用を呼びかけてきたところである。

市では、ごみ行政の基本方針として「市民との協働」を重視しており、レジ袋の削減も、婦人会や環境サポーター等の市民団体と連携をして、市民の環境意識を高めていきたいと考えている。

自民クラブ

指定管理者制度導入の成果は?

成果は?

問 指定管理者制度の導入後、約1年が経過した。この制度の目的は、行政のスリム化と市民サービスや利用者に対するサービス向上が両立する画期的な方策として期待すべき点が多い。導入後の効果とその評価を問う。

市の財政運営も厳しさを増しており、今後、各公共施設の運営管理に関し、指定管理者制度の導入

も一つの選択肢として大変重要な意味を持つと理解するが、老人施設・障害者施設・保育所等の福祉施設の指定管理者制度導入の考えを問う。

答 平成18年度から計14施設に指定管理者制度を導入したが、申請時に提出された事業計画書に基づく管理運営が行われている。昨年度の事業報告書に基づく検証を行った結果、すべての施設において適切な管理運営が行われており、約8千万円程度の節減効果が得られ、民間事業者において蓄積されたノウハウを活用したサービス面の向上も見られる。

平成18年度の検証をもとに、施設全般について、指定管理者制度・公設民営・民間譲渡などを含めた管理運営のあり方を検討するため、外部有識者で組織する「公の施設の管理運営のあり方懇談会」から、「福祉施設については、知的障害者の施設・保育所・老人ホームなど入所・通所型施設が多く、家族や関係者の理解が必要であることから、担当部に第三者を含めた検討機関を設置し、適正な管理運営方針を協議する必要がある」との指摘を受けた。この提言を受け、現在、保健福祉部内に三つの検討チームをつくり検討しており、今後、第三者検討機関を設置することになるものと考えている。

